

長崎県公立大学法人役員の報酬に関する細則

〔平成17年4月1日
細則第10号〕

改正 平成20年4月1日細則第7号
改正 平成21年4月1日細則第5号
改正 平成21年5月29日細則第6号
改正 平成21年12月1日細則第11号
改正 平成22年4月1日細則第3号
改正 平成22年12月1日細則第5号
改正 平成23年4月1日細則第3号
改正 平成23年12月1日細則第5号
改正 平成24年4月1日細則第3号
改正 平成25年3月26日細則第4号
改正 平成25年7月1日細則第10号
改正 平成26年4月1日細則第7号
改正 平成27年3月11日細則第7号
改正 平成28年3月14日細則第8号
改正 平成28年6月29日細則第10号
改正 平成28年12月7日細則第13号
改正 平成29年3月27日細則第2号
改正 平成30年3月28日細則第10号
改正 平成30年12月13日細則第15号
改正 平成30年12月13日細則第16号
改正 令和元年12月6日細則第2号
改正 令和2年11月30日細則第17号
改正 令和2年11月30日細則第18号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人役員報酬規程（平成17年度規程第38号）第3条の規定に基づき、長崎県公立大学法人の理事長、副理事長及び理事（非常勤の役員を除く。）（以下、「常勤役員」という。）の年俸の額を定めることを目的とする。

(年俸の額)

第2条 常勤役員の年俸の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 15,050,000 円
- (2) 副理事長 15,050,000 円
- (3) 理事 11,700,000 円

(補則)

第3条 この細則に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、常勤役員の年俸の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 理事長 14,660,000 円
 - (2) 副理事長 14,660,000 円
 - (3) 理事 10,360,000 円

一部改正 [平成20年細則第7号、平成21年細則第5号、細則第6号、細則第11号、平成22年細則第3号、第5号、平成23年細則第3号、細則第5号、平成24年細則第3号、平成25年細則第4号、細則第10号、平成26年細則第7号、平成27年細則第7号、平成28年細則第8号、第10号、第13号、平成29年細則第2号、平成30年細則第10号、平成30年細則第15号、平成30年細則第16号、令和元年細則第2号、令和2年細則第17号、令和2年細則第18号]

附 則 (平成20年4月1日細則第7号)
この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日細則第5号)
この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日細則第6号)
この細則は、平成21年5月29日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日細則第11号)
この細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日細則第3号)
この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日細則第5号)
この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日細則第3号)
この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月1日細則第5号)
この細則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日細則第3号)
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日細則第4号)
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日細則第10号)
この細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日細則第7号）
この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日細則第7号）
この細則は、平成27年3月11日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日細則第8号）
この細則は、平成28年3月14日から施行する。

附 則（平成28年6月29日細則第10号）
この細則は、平成28年6月29日から施行する。

附 則（平成28年12月7日細則第13号）
この細則は、平成28年12月7日から施行する。

附 則（平成29年3月27日細則第2号）
この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日細則第10号）
この細則は、平成30年3月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月13日細則第15号）
この細則は、平成30年12月13日から施行する。

附 則（平成30年12月13日細則第16号）
この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日細則第2号）
この細則は、令和元年12月6日から施行する。

附 則（令和2年11月30日細則第17号）
この細則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日細則第18号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。